２０２５年１１月４日

お客さま各位

高山信用金庫

「破産管財人等口座開設手数料」の新設について

平素より高山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
高山信用金庫は、下記のとおり「破産管財人等口座開設手数料」を新設いたしますので、お知らせします。
当金庫では、今後ともお客さまに満足いただけるよう、より一層のサービス向上を目指して努力を重ねてまいります。
お客さまには何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．新設日　２０２６年1月５日（月）

２．新設する手数料

名称	破産管財人等口座開設手数料
金額	１口座あたり　１６，５００円（税込）
対象口座	破産管財人名義の口座開設時に手数料をいただきます。 ※上記に関連または類する管理用口座を含みます。

何かご不明な点がございましたら店頭窓口または担当者までお問い合わせください。

以上